# 神戸女学院大学教職員組合規約

1959年 2月24日制定 1959年 5月 8日改正 1960年 5月27日改正 1967年 7月 3日改正 1971年 5月12日改正 1972年 4月17日改正 1973年 5月 2日改正 1978年 3月10日改正 1987年11月20日改正 1989年 4月28日改正 1992年11月20日改正 2003年 1月24日改正

#### 第 1 章 総 則

- 第1条 本組合は、神戸女学院大学教職員組合と呼ぶ。
- 第2条 本組合の事務所は、兵庫県西宮市岡田山4番1号神戸女学院大学内に置く。
- 第3条 本組合は、神戸女学院大学専任の教職員をもって組織する。ただし、外国より派 遣されたもの及び神戸女学院大学を本務としないものは除く。
- 第4条 すべての組合員は、本組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを 受ける権利を有する。
- 第5条 本組合は、組合員の自主的団結によって労働条件の維持改善と学院の民主化を 図り、もって学院設立の精神に基づく教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第6条 本組合は、前条の目的を達するために次の事項に関する事業を行う。
  - (1) 組合員の経済的地位の改善及び身分の保障に関する事項
  - (2) 学院の民主化に関する事項
  - (3) 組合員の福利厚生に関する事項
  - (4) その他組合の目的を達するために必要な事項

# 第2章 機関及び役員

- 第7条 本組合は、次の機関を置く。
  - (1) 組合員総会
  - (2) 執行委員会
- 第8条 組合員総会は、本組合の最高決議機関である。
  - 2 組合員総会は、毎年度当初に執行委員長がこれを召集する。
  - 3 執行委員会において必要と認めた場合は、執行委員長が臨時組合員総会を召集 する。

- 4 組合員の4分の1以上の要求があった場合は、執行委員長が臨時組合員総会を 召集しなければならない。
- 5 組合員総会の議長及び書記は、その都度役員以外の組合員より各2名選出する。
- 第9条 組合員総会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 組合規約の変更に関する事項
  - (2) 活動方針
  - (3) 争議行為
  - (4) 本組合の解散及び他の組合との合併又は連合への加入
  - (5) 予算及び決算
  - (6) 役員の解任及び罷免
  - (7) 組合財産の管理処分上重要な事項
  - (8) その他組合の運営に必要な事項
- 第10条 執行委員会は、第11条に定める役員をもって構成し、組合員総会の決議事項 及び組合の常務を執行する。
  - 2 執行委員会は、執行委員長がこれを召集する。
- 第11条 本組合に次の役員を置く。
  - (1) 執行委員長 1名
  - (2) 副執行委員長 1名
  - (3) 執行委員 若干名
  - 2 執行委員長は、本組合を代表する。
  - 3 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故ある場合は、その職務を代行する。
- 第12条 役員は、組合員の直接無記名投票により、組合員中から選任する。
  - 2 やむを得ない事情により選挙の当日に投票をすることができない場合には、不 在者投票を認める。
  - 3 執行委員長及び副執行委員長は、選任された役員の中から互選する。
- 第13条 役員の任期は、4月1日から一年とする。
- 第14条 役員の罷免は、組合員総会において、無記名投票による過半数の決定により行う。
- 第15条 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。
  - 2 議事は、出席者の過半数で決定する。可否同数のときは、議長が決定する。
- 第16条 執行委員長は、組合員総会の少なくとも2日前に、その日時、場所及び附議すべき事項を組合員に通知しなければならない。
- 第17条 組合規約の変更は、組合員の過半数の賛成を必要とする。
- 第18条 争議行為は、組合員の直接無記名投票の3分の2以上による決定を経なければ、 開始及び終結しない。
  - 2 本組合の解散及び他の組合との合併又は連合への加入は、組合員の直接無記名 投票の4分の3以上による決定を必要とする。

- 第19条 本組合の経費は、組合費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 第20条 組合費は、本俸の0.3%とし、端数は四捨五入とする。

員に公表しなければならない。

- 第21条 本組合の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
  - 2 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計 報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある 会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合

### 第4章 加入、脱退及び除名

- 第22条 本組合への加入は、組合員総会の承認を必要とする。ただし、加入承認のため に速やかに総会を開くことができないときは、執行委員会の承認をもってこれ に代えることができる。この場合は、総会による事後の承認を必要とする。
  - 2 本組合員の脱退は、執行委員会の承認を必要とする。
  - 3 組合員は、いかなる場合においても、人種、国籍、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われることはない。
- 第23条 次のものは、本組合に加入することができない。ただし、経営者側の利益を代表しないものと組合員総会が認めた場合は、この限りではない。
  - (1) 理事、部長会構成員及び学部長
  - (2) 雇入、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限をもつ監督的地位にある教職員
  - (3) 学校法人神戸女学院の運営に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが本組合員としての誠意と責任とに抵触する監督的地位にある教職員
  - (4) その他経営者側の利益を代表するもの
- 第24条 本組合の規約に反し、又は本組合員たるに不適当な行為をなした組合員は、組合員総会の決議によってこれを除名することができる。

# 第5章 附 則

第25条 本組合の事業を行うために必要な規程は、別に設けることができる。

本規約は、1973年5月2日から施行する。

本規約は、1987年11月20日から施行する。

本規約は、1989年4月28日から施行する。

本規約は、1992年11月20日から施行する。

本規約は、2003年1月24日から施行する。